

要保護児童対策地域協議会における支援体制とチームマネジメントの課題（2）

－A 県市町村担当者を対象としたブレイン・ストーミングを通して－

○ 県立広島大学 田中聡子（006587）

松宮透高（県立広島大学・002749）・八重樫牧子（福山市立大学・001335）・西村いづみ（県立広島大学・006354）

要保護児童対策地域協議会 チームマネジメント KJ法

### 1. 研究目的

本研究の目的は、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）が有効に機能するための体制整備およびチームマネジメントの課題を明らかにすることにある。

要対協は2004年の法定化以降、ほぼ全ての市町村への設置が進んでいる。2012年に厚労省から『『要保護児童対策地域協議会』の実践事例集』が提示されたが、この道標ないしモデルが示された背景には、要対協設置後も児童虐待相談対応件数が増加し続け死亡事例も減少していない状況があり、「要保護児童等の適切な保護又は支援を図る」（児童福祉法第25条の2第1項）ために要対協の実質的な機能発揮が求められたものと考えられる。

これについて加藤（2011）は、実務者会議を「在宅支援に関する関係機関連携の協働作業の要」と捉え、これが機能している事例ではケースマネジメント機能が発揮されていると指摘した。松宮（2011）も要対協スタッフが主体性を発揮し組織としても有効に機能している活動例の調査を通してチームマネジメントの重要性を唱えており、山野（2009）は支援ネットワークの機能に影響をおよぼすマネジメント上の要因を明示している。これらのように、協議機関として機能するためには要対協の運営システムも重要と考えられる。

### 2. 研究の視点および方法

報告(1)で示した通り、本研究では3つの調査を実施した。本報告(2)では、A県における市町要対協担当者研修機会を活用して実施したブレイン・ストーミング（平成27年1月実施）から得られた174枚の記述カードについてKJ法に基づいた検討を加え、要対協が必ずしも有効に機能していない要因に焦点を当てて報告する。さらに、要対協の体制整備およびチームマネジメントの課題について考察する。

参加者は所属自治体、その規模、職種などが多様になるよう班分けをした上で、「要対協業務について思うこと」について、各自が語った内容をカードに文章化してもらった。これをもとに、KJ法に従ってカテゴライズし各カテゴリー間の関係を図示した。

### 3. 倫理的配慮

データ収集においては、協力者に対し事前に調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、個人が特定されないように氏名や自治体名等は記号化すること、調査協力は任意であり調査開始後の中止等の申し入れ等には応じることを口頭と文章で説明し、同意が得られた場合のみ実施することとした。本調査では参加者全員からその同意書の提出を得た。

#### 4. 研究結果

分析の結果、参加者の記述内容は主に次のようにまとめることができた。①要対協事務局内におけるチームマネジメントの課題として、組織としての意見調整機能の不十分さがある。「上司の判断と自分の見立てが異なると合意形成が困難になる」など、要支援ケースとして取り上げること自体に労力を要したり、内部調整がうまくいかなくなると、気になるケースの積極的な掘り起こしを阻害し、スタッフのモチベーションを削ぐ危険性がある。②その要因の一つに、事務局はじめ地域から参画する実務者会議メンバーの異動や交代が指摘されている。これにより、チームとしての視点やスキルの蓄積、共有が困難になると認識されていた。③進行管理そのものの困難性があり、「何をもって終結とできるのかが曖昧」で終結までの基準や方法が組織内で共有されていないことから、判断が担当者に委ねられる結果、負担感が大きくなると認識されていた。④連携すべき機関や職種との間で認識や方法が異なるため、ケース対応以前にその調整に時間が費やされ支援にも影響するという課題がある。⑤他方、学校に対する状況把握への期待感が大きく、教育現場との信頼関係が取れることは要対協の機能を左右する一要因になると認識されていた。

#### 5. 考察

要対協事務局が「調整」機能を発揮するためには、情報把握機能および外部機関から情報を収集できるだけのネットワークが不可欠である。そのためには、チャンネルとなる職員が事務局内に存在し、外部機関との信頼関係を構築する必要がある。また、情報を分析し、方向性を検討して発信する機能も必要となる。その意味で、事例の実態に即した専門職をその機能を発揮しやすい環境の中で、できるだけ長期安定的に配置することがまず必要である。その上で、職位にこだわらず自由に意見交換できる雰囲気のを要対協事務局はじめ実務者会議等に醸成しつつ、専門的知見に基づく合理的根拠に基づきケース管理行うといった、チームマネジメント機能を強化することが重要な課題といえる。

本研究では今後より多くの自治体を対象に継続調査を予定している。より広範に、また視点を絞ったデータを収集することで、要対協の機能発揮に資する研究を展開したい。

なお本研究は、発表(1)(2)ともに科学研究費助成（基盤 C）「児童虐待発生リスクに応じた要保護児童対策地域協議会の機能強化とチームマネジメント」（平成 25-27 年度 課題番号 25380754 研究代表 松宮透高）により実施した。最後に、本研究にご協力頂いた各要対協事務局の皆様には厚くお礼申し上げます。

（引用文献）

加藤曜子（2011）「市町村虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）のケースマネジメント - 実務者会議の意義と児童相談所の役割 -」『流通科学大学論集』23(12).

松宮透高（2011）「児童虐待事例に対する問題解決プロセスー北海道浦河町におけるメンタルヘルス問題のある親への支援実践からー」『社会福祉学』52(3).

山野則子（2009）『子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク』明石書店.